

西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和4年3月25日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和4年4月13日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和41年西宮市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条2を削る。

第6条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条第2項中「または」を「又は」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う所要の改正

西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和41年西宮市教育委員会規則第17号）

改正後	改正前
<p><u>削除</u></p> <p>(略)</p> <p>(授業料等の減額又は免除の取消し)</p> <p>第6条 前条第3項の決定を受けた者が、第2条各号又は第4条の規定に該当しなくなつたときは、<u>速やかに</u>その旨を、校長を経て委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の届け出があつたとき、<u>又はその事由が消滅したものと認め</u>たときは、減額又は免除を取消すものとする。</p> <p>3 授業料等の減額又は免除の申請について虚偽の事実が判明したときは、委員会は減額又は免除を取消すものとする。</p>	<p><u>(授業料の徴収)</u></p> <p><u>第1条の2 つぎの各号に掲げる授業料の月割徴収額は、条例第3条第2項ただし書の規定に基づき、当該各号に定めるところにより2箇月分を併せて徴収する。</u></p> <p><u>(1) 4月に徴収すべき月割徴収額 5月に徴収すべき月割徴収額と併せて徴収する。</u></p> <p><u>(2) 3月に徴収すべき月割徴収額 2月に徴収すべき月割徴収額と併せて徴収する。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要があると認める場合は、2箇月分を併せて徴収することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(授業料等の減額又は免除の取消し)</p> <p>第6条 前条第3項の決定を受けた者が、第2条各号又は第4条の規定に該当しなくなつたときは、<u>すみやかに</u>その旨を、校長を経て委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の届け出があつたとき、<u>またはその事由が消滅したものと認め</u>たときは、減額または免除を取消すものとする</p> <p>3 授業料等の減額又は免除の申請について虚偽の事実が判明したときは、委員会は減額又は免除を取消すものとする。</p>